

# 令和7年度地域創生コラボレーションプロジェクト補助事業募集要項

## 1 目的

地域課題の解決や地域創生に資する先導的・波及的取組の実現化に必要な経費の一部を補助することで、事業展開を促進し、地域の活性化につなげる。

## 2 補助対象者

地域創生アイデア募集期間（令和7年2月10日～3月28日）にプレエントリーし、地域創生フェス2025において地域創生アイデアを発表（ステージプレゼン、ポスター掲示等）し、地域創生コラボレーションプロジェクト補助事業選定審査会において採択された個人・団体・企業等

## 3 補助対象事業

第三期地域創生戦略の推進および地域課題の解決につながる取組について、地域資源（ヒト、モノ、情報等）を活用した先駆的なアイデアであること。また、アイデアの対象エリアは兵庫県とすること。

具体的には以下の8つの方向性のいずれかに資するアイデアであること。

<第三期地域創生戦略（R7～11）の8つの方向性>

1. 多様な学びや働き方が叶う社会を創る
2. 居場所と役割を創る
3. 寛容性を拡げる
4. ひとの動きを生み出す
5. 地域の固有性を磨く
6. 経済活力を創出する
7. 人・自然・文化を次代につなぐ
8. 安心して暮らし続けられる地域を創る

※第三期地域創生戦略の詳細については、以下を参照ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk07/2025chiikisousei/sennryaku.html>

## 4 補助対象経費

アイデア実現化に向けて必要な経費のうち、次に掲げる経費で、知事が必要かつ適当と認めた経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって発注、納品、支払等の金額・時期・内容等が確認できる経費

〔対象経費〕

賃金（補助アルバイト等）、旅費、謝金、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、光熱水費、通信運搬費、保険料、委託料、施設・設備使用料、リース料、設備備品費、その他知事が必要と認める経費

\* 設備備品費は、事業遂行のために直接必要な設備備品の購入、据付等の経費とする。本費目は、原則として補助対象経費の総額の30%を超えないこと。

\* 委託料については、事業の根幹をなす業務を委託することはできない。

委託料は原則として、補助対象経費の総額の50%を超えないこと。

(注) 審査会において承認された取組に要する経費であれば、審査結果通知の日から補助金交付決定の日までに発注、納品又は支払いが行われている経費も補助の対象とする。

#### 〔対象外経費〕

- ① 同じ内容に対して、国、兵庫県（兵庫県の関連団体や外郭団体を含む。）、市町から補助金・助成金を受けている又は受けることが確定している事業や当該行政機関等からの委託事業に要する経費
- ② 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの  
例）各種事業の参加者に対する旅費、宿泊費、体験費、交流費、飲食費、販促品提供費、金券・クーポン券等発行費
- ③ 実施主体内部の者への謝金
- ④ 酒類・販売目的の食材等の購入経費
- ⑤ 宗教団体への助成

#### 5 補助率

補助対象経費の2分の1以内

#### 6 補助（限度）額

1申請者あたり上限50万円

#### 7 補助件数

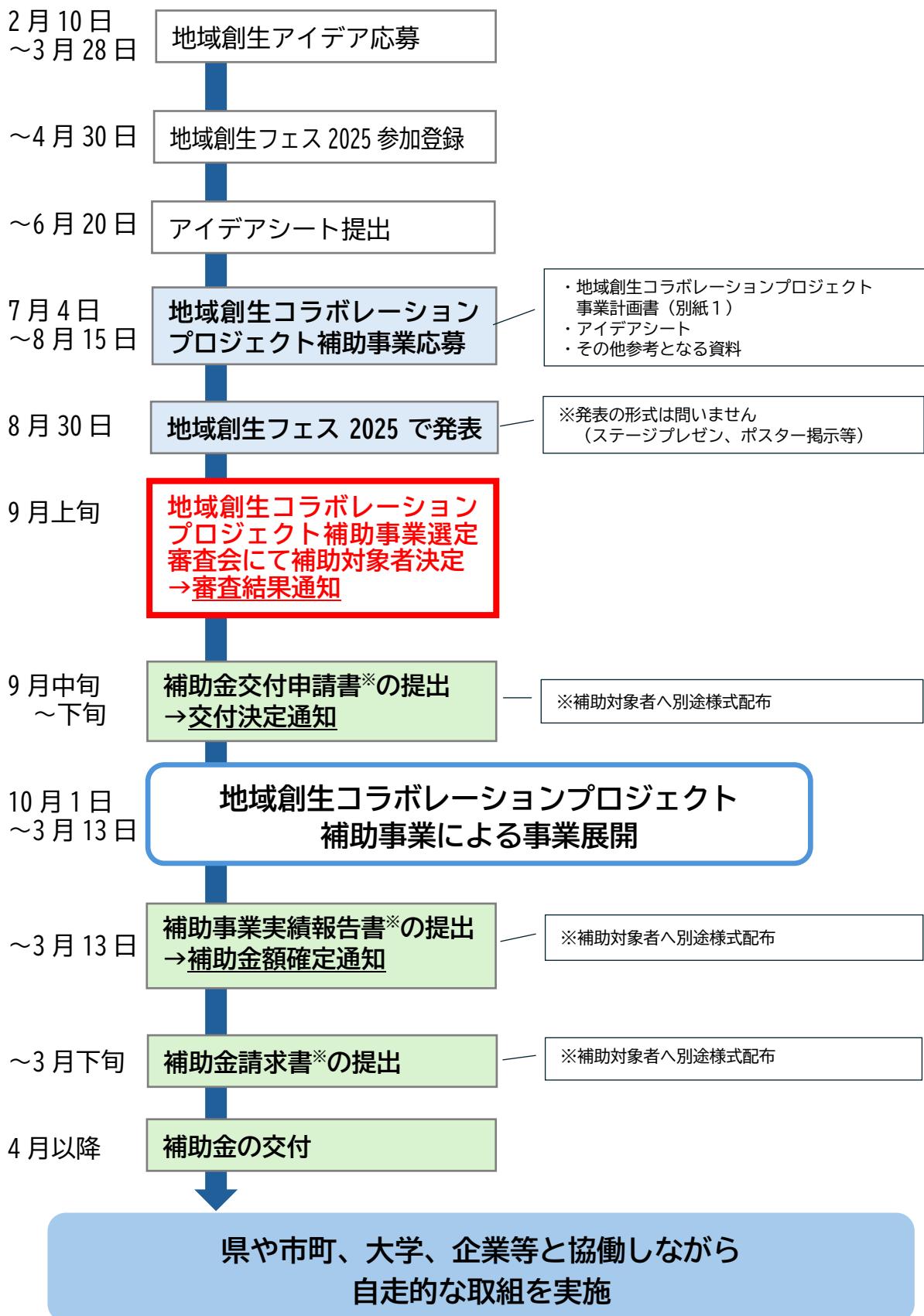
10件程度（※予算の範囲内）

#### 8 補助対象期間

交付決定日から令和8年3月13日（金）まで

※上記期間内に、当該経費の支払いまでを完了している必要がある。

## 9 補助金交付までの流れ（予定）



## 10 応募方法

### (1) 応募期間

令和7年7月4日（金）～8月15日（金）

### (2) 応募資格

次のア～イの要件をすべて満たす者

ア 地域創生アイデア募集期間（令和7年2月10日～3月28日）にプレエントリーし、地域創生フェス2025において地域創生アイデアを発表（ステージプレゼン、ポスター掲示等）する者

イ 以下の条件を満たす者

- ・兵庫県内に在住あるいは活動拠点を有し、提案するアイデアを自ら実施する意欲を有すること（個人、団体、企業など形態は問いません）
- ・宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと
- ・法令等もしくは公的良欲に反していない、あるいは反するおそれがないこと
- ・反社会的勢力またはそれに関わる者との関与がないこと

### (3) 応募書類

- ① 地域創生コラボレーションプロジェクト事業計画書（別紙1）
- ② アイデアシート
- ③ その他参考となる資料

### (4) 応募書類の提出先

応募書類は、以下の宛先へ電子メールによりデータで提出してください。

※メールの件名は「地域創生コラボ補助事業の応募」と記載ください。

keikaku@pref.hyogo.lg.jp

## 11 補助対象者の決定方法

地域創生コラボレーションプロジェクト事業計画書、アイデアシートおよび他のプレイヤーとのコラボレーションの状況等を踏まえ、地域創生コラボレーション補助事業選定審査会（9月中に実施）による審査を経て、補助対象者を決定します。審査の経過等についての問合せには応じられません。

### <審査のポイント>

- ・ 第三期地域創生戦略の8つの方向性に対し、実現可能性のある提案となっているか、また、効果が期待できるか
- ・ 新しい視点や地域課題等に応じた独自の工夫等がなされているか、既存の取組であってもこれまでの取組と差別化される要素をもっているか
- ・ 補助事業終了後も地域創生を進める熱意をもち、県や市町、大学、企業等と協働しながら自走的な取組が期待できるか。また、他のプレイヤーとのコラボレーションにより、相乗的な効果が期待できるか
- ・ 他地域や他団体等への横展開が可能な取組となっているか
- ・ 事業を行う上で必要な経験、スキル、ノウハウを持っているか
- ・ 事業内容に見合った経費積算になっているか

## 12 その他

### (1) 補助対象者決定後の流れ \*補助対象者へ別途ご案内します

#### ① 補助金交付申請書の提出

審査結果通知後に交付申請書を提出してください。提出された内容を確認のうえ、補助金交付決定通知を送付します。

#### ② 補助事業実績報告書の提出

事業完了後 30 日以内または令和 8 年 3 月 13 日のいずれか早い日に実績報告書を提出してください。提出された内容を確認のうえ、補助金額確定通知を送付します。

#### ③ 補助金請求書の提出

請求書に基づき指定口座へ補助金を振り込みます（令和 8 年 4 月以降）。

### (2) 著作権等について

- ・応募書類に係る著作権その他知的財産権は、特段の合意がない限り、応募者に帰属し、応募者は、県が各種イベントやウェブサイト等における周知・公開の目的で利用等する権利（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含みます）を無償で許諾するものとします。
- ・応募者は、審査で選出されたアイデア以外についても、県が予算編成の参考としたり、「兵庫県地域創生戦略」で取り上げるなど、県政運営の参考として利用することを無償で許諾することとします。

## 13 問合せ先

兵庫県企画部計画課 中野、井筒

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号

TEL : 078-341-7711 (内線 72607) FAX : 078-362-3993

Email : [keikaku@pref.hyogo.lg.jp](mailto:keikaku@pref.hyogo.lg.jp)